

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

鳥取県立博物館長 漆原 芳彦

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立博物館清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の場所

鳥取県鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

(4) 業務の期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（業務の期間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）における委託料の総額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のすべての業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

ウ 建物等の保守管理の害虫防除

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項の規定により、ア及びイに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事又は鳥取市長の登録を受けている者であること。ただし、本件調達の公告日現在において、ア及びイに掲げる事業に係る作業の監督を行う者の必要な資格及び雇用関係を確認できる場合に限る。

ア 建築物衛生法第12条の2第1項第1号又は第8号

イ 建築物衛生法第12条の2第1項第7号

(5) 平成31年4月1日以降に国又は鳥取県内の地方公共団体、国立大学法人若しくは地方独立行政法人の施設を管理する者が発注した延べ床面積が3,000平方メートル以上の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以内「県内事業所」という。）を有しているこ

- と。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (7) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (8) 鳥取県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局
鳥取県立博物館

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0011 鳥取県鳥取市東町二丁目124
鳥取県立博物館総務課
電話 0857-26-8042 ファクシミリ 0857-26-8041
電子メール hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年1月24日（金）から同年2月5日（水）までの間にインターネットの鳥取県立博物館ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月24日（金）から同年2月5日（水）までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

※休館日であっても職員は常駐しており、職員用通用口（博物館入口の右側）から入館可能。（インターホンを鳴らすこと。）

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札日時及び場所

ア 日時

令和7年2月20日（木）午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月17日午後5時までとする。

イ 場所

〒680-0011 鳥取県鳥取市東町二丁目124
鳥取県立博物館 2階会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記載し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、第1回、第2回及び第3回の入札書を、別々の封筒に入れて封かんした上、それぞれの封筒の表面に件名及び入札者名を記載し、「入札書」と明記して「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出したとして無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証する書類を、令和7年2月

5日（水）正午までに4の（1）の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）最低制限価格の設定

本件入札は、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成26年3月12日付第201300191828号教育長通知）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（5）手続における交渉の有無

無

（6）その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書別添鳥取県立博物館清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）に添付する仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で条文を修正することがある。

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立博物館清掃業務 一式

(2) 業務の仕様

別添鳥取県立博物館清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の場所

鳥取県鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

(4) 業務の期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

ウ 建物等の保守管理の害虫防除

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項の規定により、ア及びイに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事又は鳥取市長の登録を受けている者であること。ただし、本件調達の公告日現在において、ア及びイに掲げる事業に係る作業の監督を行う者の必要な資格及び雇用関係を確認できる場合に限る。

ア 建築物衛生法第12条の2第1項第1号又は第8号

イ 建築物衛生法第12条の2第1項第7号

(5) 平成31年4月1日以降に国又は鳥取県内の地方公共団体、国立大学法人若しくは地方独立行政法人の施設を管理する者が発注した延べ床面積が3,000平方メートル以上の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以内「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(7) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(8) 鳥取県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立博物館

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0011 鳥取県鳥取市東町二丁目 124
鳥取県立博物館総務課
電話 0857-26-8042 ファクシミリ 0857-26-8041
電子メール hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年1月24日(金)から同年2月5日(水)までの間にインターネットの鳥取県立博物館ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月24日(金)から同年2月5日(水)までの日の午前9時から午後5時までとする。
ただし、交付期間最終日は正午までとする。

※休館日であっても職員は常駐しており、職員用通用口(博物館入口の右側)から入館可能。(インターホンを鳴らすこと。)

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札日時及び場所

ア 日時

令和7年2月20日(水)午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月17日午後5時までとする。

イ 場所

〒680-0011 鳥取県鳥取市東町二丁目 124
鳥取県立博物館 2階会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、ファクシミリにより4の(1)の場所に令和7年1月28日(火)正午までに提出することとし、原則として訪問、電子メール及び電話による質問は受け付けないものとする。

なお、質問書を提出した者は、その旨を、4の(1)の場所に電話連絡するものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和7年1月30日(木)にインターネットの鳥取県立博物館ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和7年2月5日(水)正午までに4の(1)の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

- (5) 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。(鳥取県が指示した場合を除く。)

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式第1号)
- (2) 2の(4)を証するものとして、建築物衛生法第12条の2第1項の規定により、ア及びイに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事又は鳥取市長の登録を受けている者であることを証明する(ア)から(エ)の書類
 - ア 建築物衛生法第12条の2第1項第1号又は第8号
 - イ 建築物衛生法第12条の2第1項第7号
 - (ア) それぞれの登録証明書の写し
 - (イ) それぞれの監督者の氏名を記載した書面((ア)の登録を行った際に登録申請書(登録申請書提出後にそれぞれの監督者に変更があった場合は変更届出書)に添付した監督者名簿の写し等)
 - (ウ) (イ)の書類に記載された監督者の資格を証する書類(建築物衛生法第12条の2第1項第8号の監督者においては、清掃作業の監督者に限る。)
 - (エ) (イ)の書類に記載された監督者の雇用関係を証明する書類(雇用保険被保険者証の写し等)
- (3) 清掃業務実績表(様式第3号)。

ただし、契約書の写し(契約書の写しに延べ床面積が明記されていない場合は、当該契約に係る延べ床面積がわかる資料を含む。)を添付すること。
- (4) 2の(6)を証するものとして、直近の事業年度に係る法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年2月7日(金)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立博物館長に対し、その理由について、令和7年2月10日(月)正午までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立博物館長は説明を求めた者に対して令和7年2月13日(木)までに書面により回答する。

9 入札について

- (1) 入札は、紙入札により行うものとし、入札書は所定の書式(様式第4号)を使用すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額(業務の期間(令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)における委託料の総額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、各年度の委託料の支払額は、委託料の総額に対して約2分の1の割合の金額とする。
- (3) 再度入札は2回とする(初度入札と合わせて3回とする。)
- (4) 入札書は、件名及び入札者名を記載し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、第1回、第2回及び第3回の入札書を、別々の封筒に入れて封かんした上、それぞれの封筒の表面に件名及び入札者名を記載し、「入札書」と明記して「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1 案件に対し、入札書を2 通以上提出した入札として無効とする。

- (5) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (6) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第5号）を4の（4）（郵便等による入札の場合は4の（1））の場所に提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。
- (9) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県立博物館長 漆原 芳彦」とすること。
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (12) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関して不正の行為があった者の入札
- (3) 他の入札参加者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (4) 入札書に記名のない入札
- (5) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (6) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (7) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (8) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (9) 入札開始時刻までに入札場所に参集した者のした入札（4の（3）の郵便等による入札の場合を除く。）
- (10) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、入札を行うまでに委任状（様式第5号）を4の（4）（郵便等による入札の場合は4の（1））の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (11) 1 案件に対し入札書を2 通以上提出した入札

12 最低制限価格について

本件入札には、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成26年3月12日付第201300191828号教育長通知）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を

行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

13 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、最低価格者が複数いる場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。くじ抽選は、別紙「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。

14 契約書作成の要否

要

15 手続における交渉の有無

無

16 専属的合意管轄裁判所

本件業務に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

17 履行状況評価の実施

本件業務については、契約の相手方（以下「受注者」という。）の業務開始後の履行状況評価を定期的に行うこととしている。したがって、履行状況が仕様書に示した基準等と適合しないと認めるときは、作業の手直し又は業務の改善を指示するものとし、その指示に従わないときは契約を解除するものとする。

18 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正な行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 受注者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は (ア) から (カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。
- (5) 守秘事項
- ア 受注者は、本件業務の履行に当たって、知り得た情報を漏らしてはならない。
 - イ 鳥取県及び受注者は、本件業務の実施により取得した個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守するものとする。
- (6) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。
 - (ア) 再委託の契約金額が再委託する年度の委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (7) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けた場合、直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、4の(1)の場所に提出すること。
- (8) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第7号）を、4の(1)の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

【別紙】くじ抽選の方法について

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が2人以上いる場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。なお、当該入札書のうちくじ番号に記載がない者があるときは、当該入札に関係のない職員がくじ番号自動生成ツールにより、表示されたくじ番号を記載するものとする。

2 くじの手順

- (1) 鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コードの小さいものから順に「抽選番号」（0，1，2，3，…）を付与する。
- (2) くじ対象者の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計をくじ参加者の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）の「抽選番号」の見積参加者を落札者とする。

例) くじ対象者が3者の場合

(1) 鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コードの小さいものから順に「抽選番号」（0，1，2，3，…）を付与する。

| 業者名 | 任意のくじ番号 | 業者コード | 抽選番号 |
|-----|---------|-------|------|
| A社 | 123 | 00109 | 0 |
| B社 | 078 | 02103 | 1 |
| C社 | 349 | 14291 | 2 |

(2) くじ番号の和を求め、くじ対象者数で除算し、余りを算出する。

$$123 \text{ (A社)} + 078 \text{ (B社)} + 349 \text{ (C社)} = 550$$

$$550 \div 3 \text{ (者)} \cdots \underline{\underline{\text{余り } 1}}$$

(3) 落札者の決定

| 業者名 | 抽選番号 | 落札 |
|-----|------|----|
| A社 | 0 | |
| B社 | 1 | ○ |
| C社 | 2 | |

※抽選番号と余りが一致